

KLI Risk Management Journal

2023年
11月

発行日：令和5年11月6日
発行者：兼松ロジスティクスアンドインシュアランス株式会社 保険事業部
電話：03-4214-3951

1. はじめに

東京証券取引所と金融庁により「コーポレート「ガバナンス・コード」が制定され、平成27年6月より上場企業に適用されることになりましたが、その中で、独立社外取締役を2名以上選任することを定めています（原則4－8）。また、令和3年3月に施行された会社法では、上場会社等に社外取締役を置くことが義務付けられました。（会社法327条の2）

社内のしがらみや利害関係のない社外取締役を置くことにより、取締役の管理機能の向上を図ることが期待できるため、社外取締役の導入が制度的に推進されています。

本稿では、会社法上の社外取締役について解説したいと思います。

2. 会社法における社外取締役の要件

会社法では、社外取締役の要件として以下のとおり定めています（会社法2条15号）

①現在、その会社またはその子会社の業務執行取締役、執行役、使用人ではなく、過去、10年以内にその会社または子会社の業務執行取締役、執行役、使用人となることがないこと。

②過去、10年以内のいずれかの時期にその会社または子会社の業務執行取締役以外の取締役、会計参与または監査役であったことがある場合、当該取締役、会計参与、監査役への就任前の10年間、その会社または子会社の業務執行取締役などであったことがないこと。

③現在、親会社または兄弟会社（同じ親会社の傘下にある他の子会社）の業務執行取締役、執行役、使用人ではないこと。

④現在、その会社の支配株主や取締役、執行役、支配人などの配偶者や2親等以内の親族ではないこと。

3. 社外取締役を設置する場合

会社法では、以下の場合に社外取締役を選任する必要があると定めています。

① 特別取締役を選任する場合

特別取締役とは、6人以上の取締役が選任されている会社で、一定の重要事項に関する意思決定に参加することができる取締役で、特別取締役は3人以上選任します。特別取締役を選任する場合、6人以上の取締役のうち1人以上を社外取締役から選任する必要があります。

② 指名委員会等設置会社の場合

指名委員会等設置会社については、各委員会の委員の過半数は社外取締役から選任する必要があります。

③ 監査等委員会等設置会社の場合

監査等委員の過半数は社外取締役から選任する必要があります。

④ 大会社である上場会社などの場合

令和3年に施行された会社法により、公開会社かつ大会社である監査役設置会社のうち、金融商品取引法に基づき有価証券報告書の提出が義務付けられている会社（上場会社）は社外取締役の設置が義務付けられています。

4. 社外取締役と責任限定契約

社外取締役は、会社に対する責任につき、他の取締役とは異なる扱いを受けます。

社外取締役の責任について、定款の定めに基づき会社と社外取締役が契約を締結することにより、責任の限度額を予め定めることができます（会社法427条1項）。

この制度は、経営に対する知識や経験が豊富な優秀な社外取締役を確保するための制度であり、実際に社外取締役の任務懈怠により会社が損害を被った場合は、その後の株主総会において、責任の原因となった事実及び賠償責任額、免除することができる限度額及びその算定の根拠、責任限定契約の内容、その契約を締結した理由、社外取締役が責任を負わないとされた額を開示する必要があります。（会社法427条4項、976条3号）